



福井労働局  
令和3年2月18日

福井労働局職業安定部職業対策課  
課長 青池 聡  
課長補佐 山田 祐二  
地方障害者雇用担当官 増田 陽美  
電話 0776-26-8613

報道関係者 各位

## 障害者雇用に優良な事業主として『イワイ(株)』を認定

### ～福井県第1号認定～

福井労働局（局長 山崎直紀）は、このたび「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用にに関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下、もにす認定制度）の福井県内初の認定を行いました。

第1号認定「イワイ株式会社」の認定通知書交付式を下記のとおり行います。

当日の取材をお願いします

#### 認定通知書交付式

- 日時： 令和3年2月25日（木） 10時30分～
- 場所： 福井労働局 14階会議室  
（福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎）
- 認定企業： イワイ株式会社

- ◆ もにす認定制度は、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、今年度4月より実施しています。
- ◆ 認定企業が、障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。



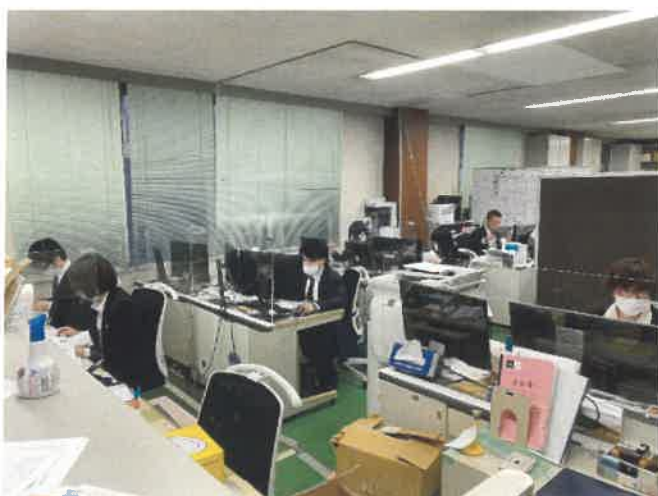
認定マーク もにす

※共に進む（ともにすすむ）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

## 弊社に関わる全ての人々が 幸せであり続ける事を目指します イワイ 株式会社



- 所在地 ; 福井市松城町
- 代表者 ; 代表取締役 岩井 保之
- 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数 : 26.5 名  
(障害者数 : 2.5 名) **実雇用率 : 9.43%**
- 事業概要 : OA 機器、オフィス関連用品販売、  
ネットワーク構築、メンテナンス



- 障害者生活相談員認定講習を修了している総務部係長が職業生活面の管理を行っている。
- 3名の勤続年数は6年～10年と定着している。
- 障害の有無に関わらず能力を査定し、適切な人事処遇を行っている  
(障害者1名が令和2年7月より、リーダーに昇格)。
- 社長は企業向けセミナーで障害者雇用を進める講師を務めている。

- 職業評価の結果、能力が高いと判断された分野への職務に配置するなど、本人の障害特性に合った仕事のマッチングを行っている。
- 障害に配慮し、洋式トイレを増設するなど、働きやすい環境を整えている。
- 日々の業務日報を作成し、業務の進捗管理を行うとともに、体調管理についても把握・管理している。



# 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

## 認定事業主となることのメリット

### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



### ● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク による周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります  
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

### ● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります  
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます  
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

### ● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける  
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

## A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



# 障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること  
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること  
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者\*を1名以上雇用していること  
\*就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
			良	2点				良	2点
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
		環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)
				優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
	⑦募集・採用		特に優良	2点	優良			1点	
			⑧働き方	特に優良	2点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良
	優良			1点	優良				1点
	⑨キャリア形成		特に優良	2点	⑰質的側面		特に優良	2点	
		優良	1点	優良			1点		
	⑩その他の雇用管理	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)		
優良		1点	取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)			
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)	合計の合格最低点				20点 (満点50点)

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

**と も に す す む**

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

## 令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	<b>2.3%</b>
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	<b>2.6%</b>
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	<b>2.5%</b>

また併せて、下記の点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

### 留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

#### ▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

## Q & A

### Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）  
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、  
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。  
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）  
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

### Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>